

資料2－2

日中サービス支援型共同生活援助の地域の協議会への報告・評価の流れ

①日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下、「事業所」という。）所在地の市町から事業所に対して、協議会等への出席及び、事業内容報告書（仮称）（以下、「報告書」という。）の提出を依頼する。

②事業所は日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等を記載した報告書を作成し、市町へ提出する。【様式1、様式2、様式3】

③事業所は市町が実施する協議会等に出席し、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況を報告する。

④協議会等は報告を受けた内容に対する評価を行い、必要に応じて事業所に対する要望、助言等を行う。

⑤地域の協議会での評価結果を事業所へ通知する。

⑥市町は協議会等による事業所に対する評価、及び要望、助言の内容を三重県（子ども・福祉部障がい福祉課）へ情報提供する。



